

後退敷地の整備基準

(目的)

第1条 この基準は、建築基準法に基づいて後退した敷地（以下「後退敷地」という。）の整備を行なうことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(整備対象)

第2条 整備対象となるのは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 後退敷地と、水戸市の管理する道路は一体化して一般の通行に供している箇所であること。
- (2) 土地所有者が、後退敷地の舗装及び道路敷として使用承諾書（様式第1号）又は後退敷地の碎石敷き及び道路敷として使用承諾書（様式第2号）により、無償使用することを承諾していること。
- (3) 後退敷地内に、工作物及び植栽等が存せず、かつ、車両通行に支障となる段差等がないこと。

(整備内容)

第3条 後退敷地の整備内容とは、舗装又は碎石敷きを行なうものとする。

付則

この基準は、平成15年6月1日から施行する。